

# 島根県報

第一、四九七号

平成十五年八月十九日

(火曜日)

## 目 次

規則	島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	一
告示	換地計画書の縦覧(二件)	(農村整備課)	二
	漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水産課)	二
公告	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	三
雑報	平成十五年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防防災課)	三

### 公布された条例等のあらまし

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八七号)

#### 一 規則の概要

1 陸上競技場及び補助競技場において陸上競技の練習に使用する場合又は体育館において専用使用でない場合に使用しよつとすることは、所定の使用料を納付し、又は回数券を提出することにより当該有料公園施設の許可の申請をした

ものとみなすこととした。(第四条関係)

2 陸上競技場及び補助競技場において陸上競技の練習に使用する場合又は体育館において専用使用でない場合の使用許可の申請にあつては、所定の使用料又は回数券を受領することにより当該有料公園施設の許可をしたものとみなすこととした。(第八条関係)

#### 3 その他規定の整理

##### 二 施行期日

平成十五年十月十二日から施行することとした。

## 規 則

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月十九日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第八十七号

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立都市公園条例施行規則(昭和四十九年島根県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

#### 第四条に次の一項を加える。

2 陸上競技場及び補助競技場において陸上競技の練習に使用する場合又は体育館において専用使用でない場合に使用しよつとすることは、前項の規定にかかわらず、所定の使用料を納付し、又は回数券を提出することにより当該有料公園施設の許可の申請をしたものとみなす。

第八条見出しを「(許可書の交付等)」に改め、同条中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 陸上競技場及び補助競技場において陸上競技の練習に使用する場合又は体育館において専用使用でない場合の使用許可の申請にあつては、所定の使用料又は回数券を受領することにより当該有料公園施設の許可をしたものとみなす。

様式第一号中「畷」及び「罨罨」を削り、「罨」を「罨」に改める。  
 様式第二号中「罨罨」を削り、「罨」を「罨」に改める。  
 様式第四号中「罨罨」を削り、「罨」を「罨」に改める。  
 様式第五号中「罨罨」を削り、「罨」を「罨」に改める。  
 様式第六号中「罨罨」を削り、「罨」を「罨」に改める。  
 様式第七号中「罨罨」を削り、「罨」を「罨」に改める。  
 様式第八号中「罨罨」を削る。

附則  
 この規則は、平成十五年十月十二日から施行する。

告 示

島根県告示第六百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
 県営土地改良事業に伴う下三所地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい  
 て準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。  
 なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
 対して異議申立てすることができる。

平成十五年八月十九日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 二 縦覧の期間  
平成十五年八月十九日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
仁多町役場

島根県告示第六百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
 県営土地改良事業に伴う鹿足地区柳工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準  
 用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。  
 なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
 対して異議申立てをすることができる。

平成十五年八月十九日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 二 縦覧の期間  
平成十五年八月十九日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
日原町役場

島根県告示第六百八十二号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）  
 第八十八条第二項の規定による同意があつたと認められたので、同条第五項において準用する同  
 法第一百五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年八月十九日

島根県知事 澄田信義

- 一 加入区の名称  
浜田市加入区
- 二 加入区の区域  
はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市の区域
- 三 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第九十一号。以下  
 「加入区設定告示」という。）の十三の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月十九日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十五年八月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あじさい

三 代表者の氏名

武田象吉

四 主たる事務所の所在地

益田市幸町二番三九号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、グループケア、デイサービス及び居宅介護支援に関する事業を行い、また、高齢者とのふれあいを通して子供への教育支援に関する事業、介護者への介護指導及び健康相談、通所介護で育てた手作り野菜の市場を開催し施設と市民のふれあいの場を提供する事業を行い、地域福祉の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

変更後の定款、定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二週間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

雑 報

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定による「消防用設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

平成十五年八月十九日

島根県知事 澄田信義

一 受講対象者

1 消防設備士免状の交付を受けてから二年以内の者

2 前回の講習を受けてから五年以内の者

二 講習年月日及び場所

講習区分	免状区分	講習年月日	場所
消火設備	第一類の甲種 " 乙種	平成十五年十月八日	出雲市
	第二類の甲種 " 乙種		
	第三類の甲種 " 乙種		
警報設備	第四種 " 乙種	平成十五年十月十五日	浜田市
	第七類の乙種	平成十五年十月十六日	松江市
避難設備	第五類の甲種 " 乙種	平成十五年十月二十一日	松江市
	第六類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合があります。

三 講習科目及び講習時間

毎週火・金曜日発行

- 1 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 二時間  
2 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 三時間三十分

\* 講習終了後三十分程度の効果測定を行う。

## 四 受講申請手続

- 1 受講申請書の請求先

(社)島根県消防設備保守協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、各総務事務所及び各消防本部

- 2 受講手数料

七千円(これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書に貼ること。)

- 3 受付期間及び提出先

受付期間

平成十五年九月三日から平成十五年九月二十五日まで(郵送の場合は九月二十五日の消印有効。)

提出先

松江市殿町一番地 島根県庁舎内『(社)島根県消防設備保守協会』(郵送の場合は、

封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書きのこと。)

## 五 その他連絡先

(社)島根県消防設備保守協会(Tel) 〇八五二・二八・七三〇五 又は

〇八五二・三二・六八二八

(Fax) 〇八五二・三二・六七五四

平成十五年八月十九日印刷  
平成十五年八月十九日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町  
松江市学園南  
島根県庁  
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)